

「笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に伴う基準（案）

参酌，従うべき，標準，その他の基準	笠間市の対応	改定案の 条文
指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準	笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この省令において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは，当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより，当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>従来の国の基準のとおりとする。</p>	
	<p>(条項追加)</p> <p>指定地域密着型サービス事業者について，法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は，「法人」といたします。</p>	

<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>従来の国の基準のとおりとする。</p>	
--	---	--